

令和4年度 発注者支援業務等に関する説明会に関する質問・回答

NO.	質問	回答
1	<p><u>資料-2 (p17)</u> 暴力団排除に関する規定の運用要領の削除について、これまでメールもしくはCDで提出していた意見聴取対象者リストの提出も不要になるのか。</p> <p>また、提出が不要になる場合、入札説明書等にその旨記載されるのか。</p>	<p>意見聴取対象者リストの提出は不要になる。 なお、現在履行中の業務において、意見聴取対象者が変更になった場合も提出が不要になる。</p> <p>入札説明書に記載がないことをもって、提出不要と判断していただきたい。詳細は各業務の入札説明書を確認してほしい。</p>
2	<p><u>資料-2 (p21)</u> 警察庁への意見聴取期間が無くなることにより、これまで意見聴取期間後に実施していた落札予定者の決定は、早まるということになるのか。</p>	<p>開札後、履行確実性の評価が終わり次第、落札予定者の通知を行います。</p>